

## 第4期米沢市環境基本計画（案）に係るパブリック・コメントの結果

### 1 募集対象計画等

第4期米沢市環境基本計画（案）

### 2 募集期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月26日(月)

### 3 意見の提出者数及び件数

提出者数 4者／提出件数 6件

### 4 意見の内容及び意見に対する回答

次ページ以降に記載しています。

## 第4期米沢市環境基本計画（案）に対するパブリック・コメントの結果

| 番号 | 項目章、編    | 頁 | 意見の内容   | 回答   | 修正の有無 |
|----|----------|---|---|--|-------|
| 1  | 全体       |   | 市の新総合計画が策定されるタイミングでもあるため、市の将来像「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」の実現に向け取り組みと密接に連動した形で「豊かな自然と共生し、一人ひとりが限りある資源を大切に持続可能な住みよいまち」づくりの取り組みが推進されていくことを期待します。具体的には経済的負担の大きさや事業としての経済性の難しさなどから脱炭素単体では推進が困難な取り組みについても、中長期的なまちづくりの考え方・取り組みや市民の暮らしに根差したありたい暮らしの形の実現のためにステークホルダーがあらたな価値を共創していけるような事業として進められる取り組みに本計画がつながっていくことを望みます。  | 市の最上位計画である米沢市まちづくり総合計画のもと、本計画の取組により、市民、事業者、行政がその役割を果たしながらより良い環境、新たな価値を形成していくことが重要と捉えています。20年後、30年後の理想とする未来の姿に向けて中長期的な視点を持ちながら、令和7年度に選定を受けた脱炭素先行地域事業の取組等を着実に進め、米沢市全体への展開を図っていきます。   | 無     |
| 2  | 全体       |   | <p>【長文のため要約】</p> <p>栗子の風車問題に関わり、米沢市には未来に対する長期のビジョンが無い、10年、20年の目先だけを見て、将来を見据えて対応していないとことに気づいた。私は、万世地区に住んでいるが、吾妻、なでら山、飯豊山、朝日岳、蔵王が一望でき、天候、季節に応じてその表情を変えている。前田慶次が見た景色と同じものを見ていたと思ったとき、何とも言えない気持ちになる。しかし、米沢市では目先の脱炭素の10年、20年のために、栗子の風車を目玉にしようとした。ゾーニングで、なでら山は禁止区域にもされない。市立病院協などの河川敷を太陽光発電の導入可能エリアにしている。禁止区域を設けてはいけなことはないのに、禁止区域は設けないとしている。なでら山の風力発電やサッカー場の太陽光発電は、「住民合意が得られないから建たないと思います。」と言うが、これでは、最終的な全責任は住民にあるということではないか。市は責任逃れをしているのではないか。</p> <p>米沢市には数百年レベルの将来に向けてビジョンがない。ビジョンがないからこれだけは譲れないものがない、ということだと思ふ。まずは長期のビジョンを明らかにしてほしい。目先の数十年のために、取り返しのつかないことにならないように。後から「あの時の判断は間違っていた。」となることの無いようにしてもらいたい。釧路湿原が壊されてしまったような事態が起らないように、長期スパンで責任を持ってほしい。これまでの米沢市の対応にはがっかりさせられているが、まだ絶望には至っていない。わずかな希望は持っている。</p> | <p>本計画は、上位計画である米沢市まちづくり総合計画で示される10年間の方向性と十分に連携を図りながら、取組を推進していくものです。これらの計画は、短期、中期的に大きく変化する社会・経済情勢に対応するため、計画の中間見直しを行うこととしています。</p> <p>数百年先の将来に向けたビジョンを明確にすることは難しいですが、数百年先も豊かな暮らしが可能な米沢市となるよう、各種計画に基づいた総合的且つ計画的な市政運営を進めていきます。</p> <p>ご意見を踏まえ、米沢市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)でのゾーニングマップにおいて、太陽光発電については、地域森林計画対象森林を調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、栗子山、斜平山を導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p> <p>河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。</p> | 無     |
| 3  | 第2章<br>1 | 5 | 2-1 自然環境と生物多様性の保全は、暮らしのウェルビーイング、他からの訪問者にとっての魅力、その先には人間社会の持続的な生存に関わってきますので、具体的に見える施策で、やっていること、この先進む方向が明確に見えることを意識することが大切だと思います。  | 第3期環境基本計画での基本施策2-1の内容は、新計画の基本施策3-1「自然環境、生物多様性の保全」にて継承しつつ、ウェルビーイングという新しい視点も大切にしながら、人間社会と自然環境、自然生物の共   | 無     |

| 番号 | 項目章、編            | 頁  | 意見の内容   | 回答   | 修正の有無 |
|----|------------------|----|---|--|-------|
|    |                  |    |   | 生と豊かな環境の実現を目指し、関係者等と協議をしながら具体的な取組を実施していきます。  |       |
| 4  | 第3章              | 12 | <p>1-2 省エネルギーと省資源の推進 について<br/>限りある資源を有効に使う事は非常に大切だと考えます。米沢市は脱炭素先行地域として「省エネ」「省資源」に積極的に取り組んでいって頂きたいです。<br/>環境省からの補助も省エネに大きく振り分けて頂きたいです。</p> <p>2-1 ごみの減量化の推進 2-3 資源循環の推進 2-3 ごみの適正処理の推進について<br/>米沢市として、是非積極的に取り組んでいってください。</p> <p>3-1 自然環境、生物多様性の保全について<br/>「ネイチャーポジティブ」の視点からも米沢市として是非、単なる「教育」「勉強会」だけでなく「具体的に」「実効性のある」生態系の保全に取り組んで頂きたいです。<br/>「ネイチャーポジティブ」とは、自然への悪影響を最小化するだけでなく、プラスに転換する概念です。<br/>「昆明・モントリオール生物多様性枠組」→生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す国際的な目標で、2022年12月の生物多様性条約COP15（昆明・モントリオール）で採択。「ネイチャーポジティブ」は国際的にも大きなミッションです。2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれています。</p> <p>4-1 環境教育・環境学習の推進、情報発信 4-2 環境保全活動の推進について<br/>米沢市の環境教育は「地球温暖化」に対するものの比重が大きい様に思えます。<br/>「地球温暖化」対策は、勿論大切です。しかし、環境問題は、そればかりではありません。是非、広範囲にバランスよく環境問題について教育・活動を行って頂きたいです。</p> | <p>環境施策は非常に多岐にわたりますが、本計画では3つの基本目標及び10の基本施策を掲げています。本計画において新たな視点ともなる「ネイチャーポジティブ」に基づき、環境保全や環境負荷低減といった従来の「守り」の意識に留まらず、自然を回復させ生物多様性を豊かにしていくといった「攻め」の視点を持って取組を推進していくとともに、幅広い環境分野に対応した教育・学習活動の充実に努めていきます。</p> | 無     |
| 5  | 第4章<br>基本目標<br>1 | 13 | <p>地域資源循環によるよりよい暮らしを実現していくためには、行動変容が欠かせないと考えます。これまでと同じ考え方で経済性の比較のみで再生可能エネルギーの導入を推進することは難しい局面も想定されます。地産エネルギーの価値を高め、それを利用する人々が価値を認識して納得して利用していける姿となるよう、地産エネルギー関連事業をきっかけとした地域の価値共創が進められるような構造となっていけば、おのずとエネルギー源の確保や事業の経済性も好転していくことが期待できると考えます。</p>   | <p>エネルギーの地産地消の推進には、再エネの地産（発電設備の拡充等）の取組だけでなく、需要家の創出といった地消へのアプローチが不可欠です。脱炭素といった側面だけでなく、エネルギー代金の流出防止や経済の好循環、エネルギー発電事業者等による地域貢献（地域への還元）といった副次的効果も含め、エネルギー地産地消の意義を市民、事業者十分に理解していただき、エネルギー種の選択の場面において、地産</p> | 無     |

| 番号 | 項目章、編            | 頁         | 意見の内容  | 回答   | 修正の有無 |
|----|------------------|-----------|--|--|-------|
|    |                  |           |  | エネルギーを選ぶといった行動変容につなげられるような仕組みづくりを検討していきます。                 |       |
| 6  | 第4章<br>基本目標<br>3 | 19～<br>20 | 基本施策3-1 自然環境、生物多様性の保全 基本施策3-2 生活環境、快適環境の保全<br>ここで書かれていることが市民全体の行動を大きく変えることとなると思われます。 | 目標3のもと各施策での取組を通じて、豊かな環境を目指すとともに、市民等の意識面での醸成、行動変容を目指していきます。 | 無     |